

○経済産業省令第三十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第二項、第二条第一項及び別表第二の三第二号の二の規定に基づき、輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝

輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

第一条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第三号中「第一号の七」を「第一号の八」に改める。

「  
別表第一の二の二及び別表第一の三の二中 第2条第1項 

|       |
|-------|
| 第1号の3 |
| 第1号の4 |
| 第1号の5 |
| 第1号の6 |

 の規定により」を「第2条

〔第1号の7〕

第1項第1号の規定により」に改める。

第二条 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改<br>正<br>後              | 改<br>正<br>前              |
|--------------------------|--------------------------|
| <p>第一条～第八十九条<br/>〔略〕</p> | <p>第一条～第八十九条<br/>〔略〕</p> |

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第二七・〇一項、第二七・〇二項、第二七・〇三項及び第二七・〇四項に該当するもの

二 関税率表第二七〇七・三〇号に該当するもの

三 関税率表第二七〇八・二〇号に該当するもの

四 関税率表第二七一〇・一九号に該当するもの

五 関税率表第二七・一二項(第二七一二・二

〔新設〕

○号を除く。)に該当するもの

六 関税率表第二七・一五項に該当するもの

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第二八〇四・一〇号、第二八〇四

・三〇号、第二八〇四・六一号、第二八〇四

・七〇号及び第二八〇四・八〇号に該当する

もの

二 関税率表第二八・〇六項及び第二八一・

二九号に該当するもの

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二八二九・一一号及び第二八・

四七項に該当するものとする。

〔新設〕

---

三 関税率表第二八・一三・一〇号に該当するもの

四 関税率表第二八・一四項、第二八一五・一二号、第二八一八・三〇号、第二八一九・九〇号、第二八二〇・一〇号及び第二八二五・一〇号に該当するもの

五 関税率表第二八二七・三一号、第二八二七・三五号、第二八二八・九〇号、第二八・二九項（第二八二九・一九号を除く。）、第二八三二・二〇号、第二八三三・二四号、第二八三三・三〇号、第二八三四・一〇号、第二八三六・三〇号、第二八三六・五〇号、第二八三九・九〇号、第二八四〇・三〇号、第二

---

八四一・五〇号及び第二八四一・八〇号に該

当するもの

六 関税率表第二八・四三項（第二八四三・二

一号及び第二八四三・九〇号を除く。）及び

第二八・四七項に該当するもの

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(4)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一〇八 「略」

第九十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(5)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(3)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一〇八 「略」

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(4)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

**第九十四条** 輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

**第九十五条** 輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当す

のは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

**第九十三条** 輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

**第九十四条** 輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当す

るものとする。

第九十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(8)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二十 「略」

第九十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(9)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 「略」

十 関税率表第三九一二・一一号、第三九一二

・二〇号及び第三九一二・九〇号に該当する

るものとする。

第九十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(7)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二十 「略」

第九十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(8)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 「略」

十 関税率表第三九一二・一一号及び第三九一

二・九〇号に該当するもの



もの

十一～十四 「略」

第九十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(10)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八 「略」

第九十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(11)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 「略」

十一～十四 「略」

第九十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(9)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八 「略」

第九十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(10)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 「略」

**第百条** 輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

**第百一条** 輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

**第百二条** 輸出令別表第二の三第二号の二(14)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

**第九十九条** 輸出令別表第二の三第二号の二(11)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

**第百条** 輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

**第百一条** 輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十三 「略」

**第百三条** 輸出令別表第二の三第二号の二(15)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四九・〇六項に該当するものとする。

**第百四条** 輸出令別表第二の三第二号の二(16)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五一・〇五項、第五一・〇六項、第五一・〇七項及び第五一・一二項に該当するものとする。

一〇十三 「略」

**第百二条** 輸出令別表第二の三第二号の二(14)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四九・〇六項に該当するものとする。

**第百三条** 輸出令別表第二の三第二号の二(15)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五一・〇五項、第五一・〇六項、第五一・〇七項及び第五一・一二項に該当するものとする。

第一百五條 輸出令別表第二の三第二号の二(17)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五二・〇五項、第五二〇六・四二号、第五二〇九・一一号及び第五二・一一項に該当するものとする。

第一百六條 輸出令別表第二の三第二号の二(18)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五三・〇八項に該当するものとする。

第一百七條 輸出令別表第二の三第二号の二(19)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

第一百四條 輸出令別表第二の三第二号の二(16)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五二・〇五項、第五二〇六・四二号、第五二〇九・一一号及び第五二・一一項に該当するものとする。

第一百五條 輸出令別表第二の三第二号の二(17)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五三・〇八項に該当するものとする。

第一百六條 輸出令別表第二の三第二号の二(18)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

第百八条 輸出令別表第二の三第二号の二(20)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

第百九条 輸出令別表第二の三第二号の二(21)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

は、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

第百七条 輸出令別表第二の三第二号の二(19)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

第百八条 輸出令別表第二の三第二号の二(20)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

第百十條 輸出令別表第二の三第二号の二(22)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五八〇一・二七号、第五八・〇三項及び第五八〇六・四〇号に該当するものとする。

第百十一條 輸出令別表第二の三第二号の二(23)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

第百十二條 輸出令別表第二の三第二号の二(24)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

第百九條 輸出令別表第二の三第二号の二(21)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五八〇一・二七号、第五八・〇三項及び第五八〇六・四〇号に該当するものとする。

第百十條 輸出令別表第二の三第二号の二(22)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

第百十一條 輸出令別表第二の三第二号の二(23)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、関税率表第六〇〇一・九九号、第六〇・  
〇三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四  
四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものと  
する。

**第百十三条** 輸出令別表第二の三第二号の二(25)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも  
のは、関税率表第六三・〇九項に該当するもの  
とする。

**第百十四条** 輸出令別表第二の三第二号の二(26)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも  
のは、次に掲げるものとする。

のは、関税率表第六〇〇一・九九号、第六〇・  
〇三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四  
四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものと  
する。

**第百十二条** 輸出令別表第二の三第二号の二(24)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも  
のは、関税率表第六三・〇九項に該当するもの  
とする。

**第百十三条** 輸出令別表第二の三第二号の二(25)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも  
のは、次に掲げるものとする。

一〇九 「略」

第百十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(27)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

第百十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(28)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

第百十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(29)に

一〇九 「略」

第百十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(26)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

第百十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(27)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

第百十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(28)に



掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

第百十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(30)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 関税率表第七三〇四・一一号、第七三〇四

・一九号、第七三〇四・二二号、第七三〇四

・二三号、第七三〇四・二四号、第七三〇四

・二九号、第七三・〇五項（第七三〇五・三

一号及び第七三〇五・九〇号を除く。）、第

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 「略」

第百十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(29)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 関税率表第七三〇四・二四号に該当するも

の

七三〇六・一一号、第七三〇六・一九号及び

第七三〇六・五〇号に該当するもの

〔削る〕

三〇十二 〔略〕

第百十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(31)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一〇三 〔略〕

第百二十条 輸出令別表第二の三第二号の二(32)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

三 関税率表第七三〇五・三九号及び第七三〇

六・五〇号に該当するもの

四〇十三 〔略〕

第百十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(30)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一〇三 〔略〕

第百十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(31)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一～三 「略」

第二百一十一條 輸出令別表第二の三第二号の二(33)に

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 関税率表第七六〇七・二〇号に該当するものの

四～八 「略」

第二百二十二條 輸出令別表第二の三第二号の二(34)に

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める

のは、次に掲げるものとする。

一～三 「略」

第二百十條 輸出令別表第二の三第二号の二(32)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 関税率表第七六〇七・二〇号に該当するも

四～八 「略」

第二百十一條 輸出令別表第二の三第二号の二(33)に

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める

ものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

**第二百二十三條** 輸出令別表第二の三第二号の二(35)|

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

**第二百二十四條** 輸出令別表第二の三第二号の二(36)|

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

ものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

**第二百二十二條** 輸出令別表第二の三第二号の二(34)|

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

**第二百二十三條** 輸出令別表第二の三第二号の二(35)|

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第二百二十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(37)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一〇二項、第八一〇五・九〇号、第八一・〇九項、第八一一二・四一号及び第八一一二・四九号に該当するものとする。

第二百二十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(38)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 関税率表第八二〇五・五九号、第八二〇七

第二百二十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(36)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一〇二項、第八一〇五・九〇号及び第八一・〇九項に該当するものとする。

第二百二十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(37)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 関税率表第八二〇七・六〇号に該当するも

・一三号、第八二〇七・一九号、第八二〇七

・六〇号及び第八二〇七・九〇号に該当する

もの

三〇七 「略」

第二百二十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(39)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 「略」

八 関税率表第八四・一二項に該当するもの

九 関税率表第八四・一三項に該当するもの

の

三〇七 「略」

第二百二十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(38)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 「略」

八 関税率表第八四・一二項(第八四一二・三

一号、第八四一二・八〇号及び第八四一二・

九〇号を除く。)に該当するもの

九 関税率表第八四一三・一一号、第八四一三

---

十ゝ十二 「略」

十三 関税率表第八四・一七項に該当するもの

十四 関税率表第八四一八・六九号に該当するもの

十五 関税率表第八四一九・一九号、第八四一

九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一

九・六〇号、第八四一九・八九号及び第八四

一九・九〇号に該当するもの

十六 「略」

---

・一九号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、第八四一三・六〇号及び第八四一三・八一号に該当するもの

十ゝ十二 「略」

十三 関税率表第八四一七・二〇号に該当するもの

「新設」

十四 関税率表第八四一九・一九号、第八四一

九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一

九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当するもの

十五 「略」

---

十七 関税率表第八四・二一項に該当するもの

十八～二十三 「略」

二十四 関税率表第八四・三〇項及び第八四三

一・四三号並びに第八四三一・四一号及び第

八四三一・四九号（第八四・三〇項の機械に

専ら又は主として使用する部分品に係るもの

に限る。）に該当するもの

二十五～三十五 「略」

三十六 関税率表第八四・五六項及び第八四六

六・九三号（第八四・五六項の機械に専ら又

は主として使用する部分品及び附属品に係る

十六 関税率表第八四・二一項（第八四二一・

三九号を除く。）に該当するもの

十七～二十二 「略」

二十三 関税率表第八四三〇・一〇号、第八四

三〇・三九号、第八四三〇・五〇号、第八四

三〇・六九号並びに第八四三一・四一号及び

第八四三一・四九号（第八四・三〇項の機械

に専ら又は主として使用する部分品に係るも

のに限る。）に該当するもの

二十四～三十四 「略」

三十五 関税率表第八四五六・二〇号及び第八

四五六・四〇号並びに第八四六六・九三号（

第八四・五六項の機械に専ら又は主として使



ものに限る。)に該当するもの

三十七～四十 「略」

四十一 関税率表第八四・六一項及び第八四六

六・九三号(第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。)に該当するもの

四十二～四十四 「略」

四十五 関税率表第八四・六五項及び第八四六

六・九二号に該当するもの

用する部分品及び附属品に係るものに限る。)に該当するもの

三十六～三十九 「略」

四十 関税率表第八四・六一項(第八四六一・

五〇号を除く。)及び第八四六六・九三号(第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。)に該当するもの

四十一～四十三 「略」

四十四 関税率表第八四六五・二〇号、第八四

六五・九三号、第八四六五・九四号、第八四六五・九六号及び第八四六六・九二号に該当するもの

---

四十六 「略」

四十七 関税率表第八四・六七項に該当するもの

四十八～五十一 「略」

五十二 関税率表第八四・七四項に該当するもの

五十三～五十五 「略」

五十六 関税率表第八四・八〇項に該当するもの

五十七～六十 「略」

六十一 関税率表第八四・八五項に該当するも

---

四十五 「略」

「新設」

四十六～四十九 「略」

五十 関税率表第八四・七四項（第八四七四・二〇号、第八四七四・三二号及び第八四七四・九〇号を除く。）に該当するもの

五十一～五十三 「略」

五十四 関税率表第八四八〇・二〇号、第八四八〇・三〇号及び第八四八〇・六〇号に該当するもの

五十五～五十八 「略」

五十九 関税率表第八四・八五項（第八四八五

---

の

六十二・六十三 「略」

第二百二十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(40)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八五・〇一項、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの

・一〇号及び第八四八五・八〇号を除く。）に該当するもの

六十・六十一 「略」

第二百二十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(39)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八五〇一・二〇号、第八五〇一・三一号、第八五〇一・三三号、第八五〇一・五三号、第八五〇一・六一号、第八五〇一・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇一・六四号、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの

---

二 関税率表第八五・〇四項に該当するもの

三 「略」

四 関税率表第八五・〇六項に該当するもの

五 関税率表第八五・〇七項に該当するもの

六 八 「略」

九 関税率表第八五・一五項に該当するもの

---

二 関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四

・三三号、第八五〇四・三四号及び第八五〇

四・四〇号に該当するもの

三 「略」

四 関税率表第八五〇六・六〇号及び第八五〇

六・九〇号に該当するもの

五 関税率表第八五〇七・一〇号、第八五〇七

・二〇号及び第八五〇七・三〇号に該当する

もの

六 八 「略」

九 関税率表第八五一五・一一号、第八五一五

・一九号、第八五一五・二一号及び第八五一

五・二九号に該当するもの

---

十の十八 「略」

十九 関税率表第八五・三二項（第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの

二十 関税率表第八五・三三項（第八五三三・

一〇号、第八五三三・三一号及び第八五三三・

・三九号を除く。）に該当するもの

二十一 「略」

二十二 関税率表第八五・三五項、第八五三六

・四一号、第八五三六・四九号、第八五三六

・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六

・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・

三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は

十の十八 「略」

十九 関税率表第八五・三二項（第八五三二・二三号、第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの

二十 関税率表第八五三三・二九号及び第八五

三三・九〇号に該当するもの

二十一 「略」

二十二 関税率表第八五・三五項、第八五三六

・四一号、第八五三六・五〇号、第八五三六

・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三

八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三

六項の機器に専ら又は主として使用する部分

主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十三～三十三 「略」

第二百二十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(41) |

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 「略」

第二百三十条 輸出令別表第二の三第二号の二(42) |

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 「略」

品に係るものに限る。）に該当するもの

二十三～三十三 「略」

第二百二十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(40) |

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 「略」

第二百二十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(41) |

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 「略」

第三百三十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(43)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

第三百三十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(44)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項及び第八九・〇五項(第八九・一〇号を除く。)に該当するものとする。

第三百三十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(45)

第三百三十条 輸出令別表第二の三第二号の二(42)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

第三百三十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(43)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項に該当するものとする。

第三百三十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(44)

---

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

七 関税率表第九〇・一三項に該当するもの

八〇十二 「略」

十三 関税率表第九〇・二七項に該当するもの

十四 「略」

十五 関税率表第九〇・三〇項に該当するもの

---

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

七 関税率表第九〇一三・一〇号及び第九〇一

三・八〇号に該当するもの

八〇十二 「略」

十三 関税率表第九〇・二七項（第九〇二七・

二〇号、第九〇二七・三〇号及び第九〇二七

・九〇号を除く。）に該当するもの

十四 「略」

十五 関税率表第九〇・三〇項（第九〇三〇・

一〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・

三三号、第九〇三〇・八四号及び第九〇三〇

---



・九〇号を除く。）に該当するもの

十六 「略」

十七 関税率表第九〇三二・一〇号及び第九〇三二・八一号に該当するもの

十六 「略」

十七 関税率表第九〇三二・八一号に該当するもの

第百三十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(46)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

第百三十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(45)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

第百三十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(47)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するもの

第百三十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(46)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するもの

のとする。

第百三十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(48)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

第百三十七条 第百五十五条 「略」

備考 表中の「」は注記である。

のとする。

第百三十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(47)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

第百三十六条 第百五十四条 「略」

## 附 則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十五号）の施行の日から施行す

る。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。